

3. 第 93 号議案 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

(1) 改正の概要

- ①用途廃止する神戸市営丸の後住宅を別表第 1 (2) から、神戸市営丸の後住宅の附帯施設を別表第 2 から削除する。
- ②一部用途廃止する神戸市営番町住宅の棟の位置 (三番町 2 丁目) を別表第 1 (2) から、一部用途廃止する神戸市営下山手住宅及び神戸市営番町住宅の附帯施設を別表第 2 から削除する。
- ③新たに管理を開始する神戸市営下山手住宅の附帯施設を別表第 2 に追加する。

(2) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の表の改正規定の内、平成 21 年度の項の次に令和元年度神戸市営下山手住宅の項を加える部分については、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

第 93 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件
 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月 条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）																		
(1) 公営住宅	(1) 公営住宅																		
ア、イ [略]	ア、イ [略]																		
(2) 改良住宅	(2) 改良住宅																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市営塚の前住宅</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営番町住宅</td> <td>神戸市長田区三番町 3 丁目、三</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	神戸市営塚の前住宅	[略]	[略]	[略]	神戸市営番町住宅	神戸市長田区三番町 3 丁目、三	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市営塚の前住宅</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">神戸市営丸の後住宅</td> <td style="border: 2px solid black;">神戸市東灘区住吉宮町 2 丁目</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営番町住宅</td> <td>神戸市長田区三番町 2 丁目、三</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	神戸市営塚の前住宅	[略]	神戸市営丸の後住宅	神戸市東灘区住吉宮町 2 丁目	[略]	[略]	神戸市営番町住宅	神戸市長田区三番町 2 丁目、三
名称	位置																		
神戸市営塚の前住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
神戸市営番町住宅	神戸市長田区三番町 3 丁目、三																		
名称	位置																		
神戸市営塚の前住宅	[略]																		
神戸市営丸の後住宅	神戸市東灘区住吉宮町 2 丁目																		
[略]	[略]																		
神戸市営番町住宅	神戸市長田区三番町 2 丁目、三																		

	番町4丁目、四 番町3丁目、四 番町4丁目、四 番町5丁目、五 番町3丁目、五 番町4丁目、五 番町5丁目、六 番町4丁目及び 六番町5丁目
[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2 (第25条関係)

改良住宅 (附帯施設に限る。)

建設着 工年度	構造	名称	家賃月額
(東灘区)			
昭和47 年度	[略]	[略]	[略]
(灘区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(中央区)			
昭和38 年度	[略]	[略]	[略]

	番町3丁目、三 番町4丁目、四 番町3丁目、四 番町4丁目、四 番町5丁目、五 番町3丁目、五 番町4丁目、五 番町5丁目、六 番町4丁目及び 六番町5丁目
[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2 (第25条関係)

改良住宅 (附帯施設に限る。)

建設着 工年度	構造	名称	家賃月額
(東灘区)			
昭和47 年度	[略]	[略]	[略]
昭和49 年度	低層耐 火	神戸市営丸 の後住宅	4,200円
	低層準 耐火	神戸市営丸 の後住宅	1,400円
(灘区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(中央区)			
昭和38 年度	[略]	[略]	[略]

昭和46年度	低層耐火	神戸市営下山手住宅	2,000円 1,700円
--------	------	-----------	------------------

昭和44年度	高層耐火	神戸市営下山手住宅	4,400円 3,400円 2,600円 2,100円
--------	------	-----------	--------------------------------------

昭和46年度	高層耐火	神戸市営下山手住宅	14,500円 13,300円 13,000円 12,300円 7,200円 4,500円 4,400円 4,300円 4,000円 3,900円 3,600円 2,600円 2,300円
--------	------	-----------	--

	低層耐火	神戸市営下山手住宅	2,000円 1,700円
--	------	-----------	------------------

昭和49年度	高層耐火	神戸市営新生田川住宅	15,800円 13,800円 13,300円
--------	------	------------	-------------------------------

昭和49年度	高層耐火	神戸市営新生田川住宅	15,800円 13,800円 13,300円
--------	------	------------	-------------------------------

		神戸市営下山手住宅	18,300円 14,800円 14,300円 9,100円 4,700円 4,300円 3,900円
--	--	-----------	---

[略]	[略]	[略]	[略]
平成21年度	[略]	[略]	[略]
令和元年度	高層耐火	神戸市営下山手住宅	25,600円 22,500円 14,100円 13,800円 12,300円 8,100円
(兵庫区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(北区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(長田区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(垂水区)			
[略]	[略]	[略]	[略]

			3,500円 2,800円
	低層準耐火	神戸市営下山手住宅	1,400円
[略]	[略]	[略]	[略]
平成21年度	[略]	[略]	[略]
(兵庫区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(北区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(長田区)			
昭和46年度	低層準耐火	神戸市営番町住宅	5,500円 1,800円
昭和47年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	30,400円 19,800円 17,600円 10,500円 9,900円
[略]	[略]	[略]	[略]
(垂水区)			
[略]	[略]	[略]	[略]

(西区)				(西区)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（平成21年度の項の次に令和元年度の項を加える部分に限る。）は、令和5年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第2の令和元年度の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、別表第2の改正規定（平成21年度の項の次に令和元年度の項を加える部分に限る。）の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を廃止する等に当たり、条例を改正する必要があるため。